

4 指 第 4 8 7 号
平成24年10月25日

関係建設業者団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長



京都府知事許可建設業者に係る保険未加入指導について（通知）

平素は本府の建設交通行政の推進について格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除等のため社会保険未加入対策に取り組んでおり、その一環として建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）について、建設業許可申請書の添付書類として保険加入状況を確認する書面を追加する一部改正が実施され、本年11月1日から施行されるとともに、施行に合わせ建設業許可申請や経営事項審査において保険未加入が判明した業者への指導を行うこととされております。

保険未加入対策は関係者を挙げて取り組むこととされていることから、京都府といたしましても11月から未加入企業に対する保険加入を促す指導を行うこととしましたので御了解いただくとともに、会員企業への周知等をお願いします。

※京都府ホームページに追加された様式等を掲載しています。

検索方法：「組織で探す」>建設交通部 指導検査課>建設業法（建設業許可・経営事項審査）等

担当	建設業担当 成田
TEL	075-414-5223
Fax	075-414-5243